

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	今別町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.imabetsu.lg.jp/todokedesho/index.html">http://www.town.imabetsu.lg.jp/todokedesho/index.html</a>

執行機関名 今別町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	今別町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給規則(平成十九年今別町教育委員会規則第八号)による就学援助に関する事務であって次に掲げるもの (一) 準要保護認定の事務 (二) 就学援助等申請の事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		今別町行政手続における特定の個人を識別するための番号に利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表1の3の項 今別町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給規則(平成十九年今別町教育委員会規則第八号)による就学援助に関する事務であって次に掲げるもの (一) 準要保護認定の事務 (二) 就学援助等申請の事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	今別町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給規則(平成十九年今別町教育委員会規則第八号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができないこととすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第一条 学校教育法第19条の定めるところにより、 <u>経済的理由より、就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者</u> に対し、 <u>要保護及び準要保護児童</u> 就学援助費を支給することにより、 <u>義務教育の機会均等</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		今別町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給規則(平成十九年教育規則第八号)